

ワークライフバランス

～ 生き活きと仕事をして、ゆとりある生活をしましょう ～

○多様な雇用形態

正職員 会計年度任用職員(非常勤職員)
種々の事情に合わせて、選択できます

○休暇

年次有給休暇の他に、病気休暇、特別休暇、介護休暇があります

特別休暇

- ・結婚休暇
- ・産前産後休暇
- ・育児休暇

正職員：子が3歳に達する日まで取得可能です

会計年度任用職員：子が1歳に達する日まで取得可能です
(一定の要件を満たす場合は、最長2歳まで)

- ・子の看護休暇
- ・リフレッシュ休暇(夏季休暇)：6月から9月までの間で正職員は5日、会計年度任用職員は3日間とることができます。



介護休暇

配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、けがや病気により2週間以上にわたり介護を要する場合に認められる休暇です。

○子育て支援(院内保育所はありませんが・・・)

・病後児保育料助成：院内の病後児保育を利用する際に、利用料の3分の2を助成します。

○この他様々な福利厚生事業があります。